

施設園芸燃油等価格高騰緊急対策事業実施要領

徳島県農業協同組合中央会

令和4年7月19日制定

(事業の目的)

第1 コロナ禍からの経済回復に伴う原油需要の増大や、ウクライナをはじめとする世界情勢を背景に燃油等の価格が高騰する中、施設園芸栽培では経営費に占める燃料費割合が高いことから、農業者の経営への影響が危惧されている。

そこで、農業者の経営安定はもとより、施設園芸産地の維持・発展を図るため、省エネ技術活用等に取り組み、燃油等価格の高騰に備える農業者を緊急的に支援する。

(助成対象)

第2 交付対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 徳島県内に居住し、県内で施設園芸を営む農業者、又は徳島県内に事業所を置き、県内で施設園芸を営む法人であること。
- (2) 園芸用施設において、野菜類、果樹類、花き類等を生産し、それらを販売していること。
- (3) 国及び地方公共団体、農業協同組合その他これに類する法人（ただし農事組合法人を除く）に該当しないこと。
- (4) A重油及び灯油による加温を行う農業者は、国の「施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット制度」という。）」へ確実に加入することとし、燃油価格高騰に対応した積立コースを選択すること。
- (5) セーフティネット制度加入者は、燃油使用量を15%以上削減する省エネ計画を実践することとし、セーフティネット未加入者等は、加入者と同等の省エネ計画を新たに作成し実践すること。
- (6) IPM（総合的病害虫・雑草管理）又はスマート農業に取り組むこと。

2 対象とする燃油等

県内の園芸用施設の加温に供するため、令和4年4月から令和4年6月及び令和4年10月から令和5年3月（以下「対象期間」という。）に購入したA重油、灯油及びLPガスとする。

(支援金の交付)

第3 支援金の交付は、第2の2に定める対象期間中の各月ごとに、当該月の燃油等平均価格が、基準価格を超えた場合に行うものとする。

(A重油, 灯油)

当該月の燃油平均価格(「農業物価統計調査」(農林水産省大臣官房統計部公表)における全国A重油平均価格をいう。)が, 基準価格(過去7年間の加温期間(11月から翌4月)の全国A重油平均価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格)を超えた場合に行うものとする。

(LPガス)

当該月の燃油平均価格(徳島県が別に定める当該月のLPガス価格)が, 基準価格(徳島県が別に定める過去3年間の平均価格)を超えた場合に行うものとする。

2 支援金の単価

施設園芸用燃油等の単位数量当たりの支援金額(以下「支援金単価」という。)は, 次に掲げる算式により算出された額を限度とする。なお, 灯油の場合は, A重油価格からの換算式(灯油価格=A重油価格×1.06)により算出する。

(A重油, 灯油)

支援金単価(円/リットル)(小数点第2位切捨) =

(当該月の燃油平均価格(円/リットル) - 基準価格(円/リットル)) × 1/2 × 1/3 以内

(LPガス)

支援金単価(円/キロ)(小数点第2位切捨) =

(当該月のLPガス平均価格(円/キロ) - 基準価格(円/キロ)) × 1/2 以内

3 支援対象となる燃油等数量

交付対象者が営農する園芸用施設の加温に供するために当該月に交付対象者自身が購入したA重油, 灯油及びLPガスの数量(以下「燃油等数量」とする。)とする。ただし, 納品書, 請求書, 領収書等により, 交付対象者が購入したことを確認できるものに限る。

4 支援金の交付額

各月ごとの支援金の交付額は次に掲げる算式により, 燃油等ごとに算出された額を限度とする。

当該月支援金交付額(円)(1円未満切捨) = 支援金単価 × 支援対象となる燃油等数量

(交付申請)

第4 支援金の交付を受けようとする交付対象者は, 別紙様式第1号に, 別表に掲げる各書類を添付して, 徳島県農業協同組合中央会代表理事会長(以下「会長」という。)が別に定める交付申請期間に会長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、農業協同組合が各交付対象者を取りまとめて申請することができるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第5 中央会は第4の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、支援金の交付を決定するとともに、支援金額の確定を行うものとする。

2 前項の規定による交付決定及び支援金額の確定は、申請者への支援金の入金及び支払通知書の送付をもって行うものとする。

(省エネルギー取組計画)

第6 LPガスの申請者は省エネルギー生産管理チェックシート(改定第3版)(「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート(改定3版)について」(令和3年6月22日付け3生産第662号農林水産省生産局長通知)に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改定3版】」)の実践を必須の取組とする省エネルギー取組計画を策定し、10a当たりの燃油等使用量を前年比15%以上削減することに取り組むとともに、別表に示すとおり、省エネルギー生産管理チェックシートを第4に定める申請書に添えて提出しなければならない。

2 セーフティネット制度加入者は、加入時に作成した省エネ計画を実践することとし、省エネ計画及び省エネルギー生産管理チェックシートの提出を省略することができるものとする。

(IPM又はスマート農業の取組)

第7 申請者は施設園芸におけるIPM・スマート農業実践チェックシート(別紙様式第1号別添2)に掲げる実践項目の2項目以上に取り組むとともに、第4に定める申請書に添えて提出しなければならない。

(事業の対象となる経費等)

第8 本事業の対象となる経費は、別紙に定めるとおりとする。ただし、農業協同組合が行う取りまとめ業務に要する経費に限るものとする。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第9 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月19日から施行する。

別表

別紙様式第1号の添付書類

提出書類	A重油・灯油 (セーフティネット加入者)	LPガス	
		(個人で申請する場合)	(農業協同組合が申請する場合)
別紙様式第1号別添1 省エネルギー取組計画(初回のみ)	不要	必要	必要(各申請者分)
別紙様式第1号別添2 IPM・スマート農業実践チェックシート(初回のみ)	必要	必要	必要(各申請者分)
別紙様式第1号別添3 交付対象者一覧表	必要(個人申請の場合不要)		必要
振込先口座が確認できる書類(初回のみ)	不要	必要	必要(農業協同組合等分)
施設園芸農家であることの確認書類(初回のみ)	不要	必要	不要
燃油等購入実績根拠書類	必要	必要	必要(各申請者分)
省エネルギー生産管理チェックシート(初回のみ)	不要	必要	必要(各申請者分)

※1:「振込先口座が確認できる書類」は、別紙様式1号に記入した口座の通帳の写し等を提出してください。

※2:「施設園芸農家であることの確認書類」は、加温期間中に作物を販売していることので分かる販売伝票の写し等を提出してください。

※3:「燃油等購入実績根拠書類」は、納入書、領収書、請求書の写し、又は販売店舗の発行した購入証明等を提出してください。

別紙(補助対象経費)

項目	内容	注意点
運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、 運送等の運搬に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
手数料	・事業を実施するために直接必要な振込 手数料	

(注)補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

徳島県農業協同組合中央会
代表理事会長 中西 庄次郎 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

施設園芸燃油等価格高騰緊急対策事業交付申請書兼請求書

施設園芸燃油等価格高騰緊急対策事業実施要領（令和4年 月 日付け 号）第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。
また、併せて支援金〇〇〇円の交付を請求する。

1 施設園芸用燃油等購入実績及び請求額（令和〇年〇月～令和〇年〇月分）

	支援金単価(円/L [*])	購入実績(L [*])	支援金額(円)
A重油	〇月：	〇月：	
	〇月：	〇月：	
	〇月：	〇月：	
灯油	〇月：	〇月：	
	〇月：	〇月：	
	〇月：	〇月：	
LPガス	〇月：	〇月：	
	〇月：	〇月：	
	〇月：	〇月：	

（※）LPガスはkg単位で記載すること。

（※）LPガスの単位がm³の場合は、次の換算式に基づき算出し、小数点第1位を四捨五入すること。

$$\text{購入数量 (kg)} = \text{購入数量 (m}^3\text{)} \times 2.183$$

2 事業対象となる経費（令和〇年〇月～令和〇年〇月分）

項目	内容	金額(円)

（注1）取りまとめ申請を行う農業協同組合で該当がある場合は、実施要領別紙に掲げる経費を記載すること。

（注2）金額等が確認できる証拠書類を添付すること。

3 補填金の振込口座（初回の報告又は変更があった場合に記載）

金融機関・支店名（フリガナ）

預金種別

口座番号

預金の名義（フリガナ）

（添付書類）

- ・別紙様式第1号別添1 省エネルギー取組計画
- ・別紙様式第1号別添2 I P M・スマート農業実践チェックシート
- ・別紙様式第1号別添3 交付対象者一覧表
- ・振込先口座が確認できる書類
- ・施設園芸農家であることの確認書類
- ・燃油等購入実績根拠書類
- ・省エネルギー生産管理チェックシート

施設園芸におけるIPM(総合的病害虫・雑草管理)・スマート農業実践チェックシート

氏名: _____

【IPM(総合的病害虫・雑草管理)】

	項目	チェック欄
耕種的防除	病害に抵抗性のある品種又は抵抗性の高い品種を選択している(台木含む)。	
	土壌消毒又は土壌pH矯正を行っている。	
	病原菌や線虫類に汚染されていない培土や資材を用いている。	
	罹病葉や果実、摘葉した葉等は放置せず、適切に処分している。	
	ウイルス病や細菌病の発生を助長しないように器具、手の衛生管理を行っている。	
	施設内が高温・多湿にならないよう、適切な灌水と換気を行っている。	
	その他()	
物理的防除	雑草抑制や施設内の温度・湿度を下げるため、畦面、通路等をマルチ等で被覆している。	
	防虫ネットを展張している。	
	粘着トラップを設置している。	
	栽培施設を紫外線カットフィルムで被覆している。	
	雑草抑制や施設内の温度・湿度を下げるため、畦面、通路等をマルチ等で被覆している。	
	その他()	
生物的防除	生物農薬(天敵昆虫)を使用している。	
	微生物農薬を散布している。	
	その他()	
化学的防除	天敵に影響の少ない選択性殺虫剤を利用している。	
	その他()	

【スマート農業】

	項目	チェック欄
経営	農作業や農業経営(栽培記録、財務等)の数値化・見える化が可能なサービスを活用している。	
	その他()	
栽培	環境モニタリング機器を導入している。	
	施設内の温湿度やCO2濃度などを自動制御する環境制御装置を導入している。	
	アシストスーツを導入している。	
	その他()	

※IPMとスマート農業で、合計2項目以上に取り組んでください。

別紙様式第1号別添3

交付対象者一覧表(組織名)

<A重油>

整理 番号	氏名	IPM・スマート農業 実践確認	施設園芸農家 であることの確認	購入実績(L)			支援金額(円)			
				〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	合計
合計				0	0	0	0	0	0	0

<灯油>

整理 番号	氏名	IPM・スマート農業 実践確認	施設園芸農家 であることの確認	購入実績(L)			支援金額(円)			
				〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	合計
合計				0	0	0	0	0	0	0

<LPガス>

整理 番号	氏名	IPM・スマート農業 実践確認	施設園芸農家 であることの確認	購入実績(kg)			支援金額(円)			
				〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	合計
合計				0	0	0	0	0	0	0